

くらしの110番 トラブルに備えスクリーンショットをしましょう!

【事例】 ネット通販のサイトに「シャンプーが初回500円、定期コースだが回数縛りなし、いつでもやめられる」とあったので注文した。初回分に同梱の納品書で、今回は3週間後に3本まとめて発送予定で、合計2万円の請求になると知った。高額すぎるので解約することにした。解約は次回発送の10日前までに電話で販売業者に申し出ることと指定されているが、何度電話しても全然つながらない。

事例のような相談が後を絶ちません。

他方で、通信販売にクーリング・オフはなく、解約は事業者が定めた特約に従うこととなります。規約や注文内容の確認が重要なのですが、「見ていなかった」というケースが多く見られます。ウェブサイトの内容を書き換えたり、同じURLでも年齢や性別などに合わせて表示内容を変える設定をしている販売業者がいます。注文した時の画面を保存するなど、トラブルに備えましょう。

【消費者へのアドバイス】

①注文を確定する前に必ず規約や最終確認画面で重要事項を確認しましょう。

また、お得感を強調した広告や最終確認画面は必ずスクリーンショットや印刷をして保存しましょう。

②販売業者と電話がつながらない場合は、いつ、何回かけたかなどの履歴・メモなどを残しておきましょう。

③商品を一方的に送り返しても解約にはならず、支払いの督促は止まりません。解約には必ず販売業者の合意が必要です。

④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

養育費の減額

質問 私は以前、離婚しました。私と元妻の間には子(甲)が一人おり、離婚の際、その子のために毎月一定額の養育費を支払う合意をしました。その4年後、私は今の妻と出会い再婚し、しばらくして子(乙)も産まれました。現在元妻は働き、相当な収入を得ています。このような場合、私は、以前合意した養育費の減額を元妻に求めることは出来るのでしょうか。

回答 本件のように一度合意された養育費であっても、事情の変更がある場合には、減額が認められると考えられています。再婚相手との間に子をもうけたことが、事情の変更にあたるか否かを判断するためには、それが予測の範囲であったか、減額請求が信義に反しないかといった点の検討が必要となります。本件では、養育費の支払いを合意した際、質問者が再婚相手との間に子をもうけることは予測されていたとは言えないでしょうし、養育費の支払いを合意してから一定期間が経過していることから、減額請求が信義に反するとは言えないため、事情の変更が認められると考えられます。

では、減額後の養育費は、どのように算定すればいいのでしょうか。これに対する一つの考え方を示しますと、本件では、まず、質問者の元妻が相当な収入を得ているため、甲乙2人だけが質問者と同居したと仮定して養育費を算定します。そして、質問者および元妻の総収入から基礎収入をおのおの算定します。質問者、甲および乙の生活費指数に応じ、質問者の基礎収入を質問者、甲および乙の生活費に割当て、甲の生活費を算定します。なお、乙の生活費指数は、乙の生活費を質問者の今の妻も分担すべきと考え、調整することも考えられるところです。最後に、質問者と元妻の基礎収入に応じ甲の生活費を案分し、質問者が負担する養育費の額を算定します。

元妻との協議が整わない場合、質問者は養育費減額調停を元妻の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てることが考えられます。養育費の減額には、その内容および手続きについて専門的知識を要する場合がありますので、詳しくは弁護士などの専門家にご相談ください。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 中村毅人(弁護士)

3月各種無料相談 ☎996-2111
★相談日が祝日の場合はお休みです(⑬を除く)。
※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

⑤司法書士相談 問秘書広報課 ☎0373
土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談
※3月2日(木)午前9時から電話予約
日3月16日(木) 午後1時~4時
場市民相談室
定6人(電話による事前予約制)

⑥DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)
日毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
※面談の場合は要予約
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑦女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
夫婦関係などさまざまな悩みごとについて、心理士やカウンセラーが心の整理をお手伝いします(女性限定)
日毎週火~木曜日 午前10時15分~午後0時30分 午後1時30分~3時45分
場駅前出張所内相談室
定4人(電話による事前予約制)

⑧人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談(人権擁護委員が対応)
日3月9日(木) 午後1時~4時
場市民相談室

⑨心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)
日3月1日(水)・15日(水) 午後1時~4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

⑩生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎493
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)
日毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑪こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)
日3月6日(月) 午後1時~2時30分
場保健センター
定2人(電話による事前予約制)

⑫消費生活相談 問商工観光課 ☎336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)
日毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
場消費生活センター
※受付は商工観光課

⑬内職相談 問商工観光課 ☎274
内職の求人、求職のあせせん、および相談(内職相談員が対応)
日毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分
場市民相談室

⑭若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123
若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)
日3月1日(水)・15日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定5人(電話による事前予約制)

⑮教育相談 問教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関することなど教育についての相談(専任教育相談員が対応)
日毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時
場教育相談所(八條小学校西隣)

⑯家庭児童相談 問子育て支援課 ☎472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)
日毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時
場家庭児童相談室

⑰子育てコーディネーター 問子育て支援課 ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
日毎週月~金曜日 午前10時~午後4時
場やしお子育てほっとステーション

⑱休日・夜間納税相談 問納税課 ☎330
市税・国民健康保険税の納付についての相談
日3月5日(日) 午前9時~午後4時
毎週木曜日 午後5時15分~7時
場納税課

〈広告欄〉

広告募集 「広報やしお」へ掲載する広告を募集しています。詳しくは、秘書広報課(☎0423)へお問い合わせください。